

東浦町生ごみ処理機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民による生ごみの減量及び再生利用を図るため、生ごみ処理機（生ごみを脱水し、及び堆肥化する装置をいう。以下同じ。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 生ごみ処理機を貸し出す対象者は、東浦町に住所を有する個人であつて、生ごみ処理機の設置場所を屋内に確保し、適正に維持管理できるものとする。

(貸出期間)

第3条 生ごみ処理機の貸出期間は、生ごみ処理機の貸出しを受ける日（以下「貸出日」という。）から起算して15日以内とする。

2 貸出日及び生ごみ処理機の貸出期間の末日（以下「返却日」という。）は、東浦町の休日を定める条例（平成元年東浦町条例第31号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）でない日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、貸出期間を15日とする場合において、貸出日から起算して15日目の日が休日等に当たるときは、当該日後において当該日に最も近い休日等でない日を返却日とすることができる。

(貸出台数)

第4条 生ごみ処理機の貸出しを受けることができる台数は、1世帯当たり1台とする。

(貸出手続)

第5条 生ごみ処理機の貸出しを受けようとする者は、貸出日の属する月の前月の1日から予約を行うものとする。

2 前項の規定により予約をした者は、貸出日までに、生ごみ処理機借用書（様式第1）を町長に提出するものとする。

(貸出料)

第6条 生ごみ処理機の貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 生ごみ処理機の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 生ごみ処理機を生ごみの処理以外に使用しないこと。
- (2) 生ごみ処理機の借用権を第三者へ譲渡し、又は生ごみ処理機を転貸しないこと。
- (3) 生ごみ処理機を屋内に設置し、常に良好な状態で使用すること。
- (4) 生ごみ処理機を滅失又は毀損しないよう使用すること。
- (5) 生ごみ処理機に異常が生じた場合は、直ちに使用を止め、町に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 生ごみ処理機を返却する際は、清掃すること。
- (7) 貸出期間を厳守すること。

(貸出しの中止)

第8条 町長は、利用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合には、当該生ごみ処理機の貸出しを中止するものとする。

(使用実績報告書)

第9条 利用者は、生ごみ処理機返却の際に併せて生ごみ処理機使用実績報告書（様式第2）を町長に提出するものとする。

(損害の賠償等)

第10条 利用者の責に帰すべき事由により生ごみ処理機の全部又は一部（消耗品を含む。）について滅失し、毀損し、又は盗難に遭った場合は、利用者の責任においてその損害を賠償するものとする。

2 生ごみ処理機の使用により、自己又は第三者に損害が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、生ごみ処理機の貸出しに関し必要な事項については、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

様式第 1（第 5 条関係）

生ごみ処理機借用書

年 月 日

東 浦 町 長

(利用者)
住 所 東浦町大字
氏 名
電 話

このことについて、東浦町生ごみ処理機貸出要綱の規定により、下記のとおり借用
します。
なお、使用に当たっては東浦町生ごみ処理機貸出要綱を遵守いたします。
記

1 借用期間

貸出日 年 月 日 ()
返却日 年 月 日 ()
日 数 日間

2 使用場所

東浦町大字

3 現状の生ごみの処理方法（いずれかにレ点を付けてください）

- ☐ 燃えるごみとして廃棄
- ☐ アスパで堆肥化
- ☐ キエーロで処理
- ☐ 畑に撒く
- ☐ その他 ()

※町使用欄

貸出し機器	
-------	--

様式第2（第9条関係）

生ごみ処理機使用実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

（利用者）

住 所 東浦町大字

氏 名

電 話

生ごみ処理機を使用しましたので、東浦町生ごみ処理機貸出要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 使用期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

2 効果（当てはまるものにレ点を付けてください）

- ☐ 燃えるごみを捨てる回数が減った。
- ☐ 予想以上にごみが減った。
- ☐ 予想通りの効果だった。
- ☐ 減らないものが多く感じた。
- ☐ そこまで効果はなかった。